毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一七、二八〇円（郵送料を含む。）

# 山梨県公報

第二千七百十九号
平成二十九年八月七日　月曜日

目次

告示
○県営土地改良事業計画の変更……………五六三
○道路の区域変更……………………………五六三
○建築基準法に基づく道路位置指定…………五六三
公告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五六三
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………五六四
○特定計量器の定期検査の実施……………五六五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五六八

## 告示

**山梨県告示第二百四十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（大草地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後藤　斎

一　縦覧書類　変更後の県営土地改良事業計画書の写し
二　縦覧期間　平成二十九年八月十五日から同年九月十一日まで
三　縦覧場所　韮崎市役所
四　審査請求期間　平成二十九年九月十二日から同月二十六日まで

**山梨県告示第二百四十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年八月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後藤　斎

一　道路の種類　県道
二　路線名　笛吹市川三郷線
三　道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 笛吹市芦川町鶯宿字天神原五七三番地先から笛吹市芦川町鶯宿字天神原五七二番七地先まで | 旧 | 一四・九～三三・三 | 七三・〇 |
| | 新 | 一五・四～四〇・六 | 七三・〇 |

**山梨県告示第二百四十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後藤　斎

一　指定の年月日　平成二十九年七月二十八日
二　指定道路の位置　南アルプス市宮沢字東宮沢百五十三番四
三　指定道路の幅員　六・〇六メートル
四　指定道路の延長　四十三・〇三メートル

## 公告

◉　特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後藤　斎

一　申請のあった年月日　平成二十九年七月十日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

1　名称　特定非営利活動法人富士北麓まちづくりネットワーク

2　代表者の氏名　飯田勇夫

3　主たる事務所の所在地　山梨県富士吉田市上吉田九百六十五番地四

4　定款に記載された目的　本法人は、富士北麓地域全体に対して、国際交流都市としての機能及び知名度を高める事業を促進する活動を行うことで地域経済の活性化を促すとともに、真のグローバルパートナーシップの構築を図り、心豊かな国際共生社会の創造に寄与することを目的とする。

三　縦覧期間　平成二十九年七月三十一日から同年八月三十一日まで

◉指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後藤　斎

一　指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施業要件変更保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
| --- | --- |
| 南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の一 | 深沢正志、深沢金治、深沢歳夫、深沢政博、深沢忠雄、深沢美知夫、深沢安富、深沢勇、深沢久雄、深沢義孝、深沢時雄、深沢宇三郎、深沢文吉、深沢勝巳、小林勇 |
| 南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の内六一 | 深沢亀造 |
| 南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の内六二 | 深沢兼義 |
| 南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の内六三 | 深沢福義 |
| 南巨摩郡早川町奈良田字大崩ノ沢一〇五八の一 | 深沢正志、深沢金治、深沢歳夫、深沢政博、深沢忠雄、深沢美知夫、深沢安富、深沢勇、深沢久雄、深沢義孝、深沢時雄、深沢宇三郎、深沢丈吉、深沢勝巳、深沢常晴、小林勇 |
| 南巨摩郡早川町湯島字湯殿七三の乙の二（次の図に示す部分に限る。） | 深沢義朝、深澤宗行、荒居榮作、荒居静、荒居源右ヱ門、深澤歌之進、深澤勝平、深澤鉄五郎、深澤亀松、深澤虎昌、深澤勝万、荒居義静、高崎賢益、深澤榮義、荒居富藏 |
| 南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の九〇〇（次の図に示す部分に限る。） | 荒居貞良 |
| 南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の乙三内一一九 | 荒居莫、深沢賢福、深沢善包、湯泉正孝、深沢直幸、深沢治郎、深沢正行、深沢正志、深沢孝雄、深沢信男、深沢義富、深沢基、松野弘暉、深沢重成、深沢正男、中村澄雄、深沢栄信、深沢義諭、深沢実、深沢照勝、深沢要、荒居一之助、深沢政雄、荒居義富、深沢ちえ、深沢武智、高崎茂、深沢勉、深沢忠義、深沢一正、深沢宗吉、深沢正和、湯村武基、荒居貞良、深沢陽 |
| 南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の乙三内四〇（次の図に示す部分に限る。） | 深沢一正 |
| 南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の乙三内七七、字 | 深沢孝則 |

| | |
|---|---|
| 南河井子二七七の甲乙の一の内二三 | |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三の二〇〇 | 深沢武智 |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三の二四一 | 荒居莫 |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三乙の四（次の図に示す部分に限る。） | 深沢賢福、深沢善包、湯泉正孝、深沢直幸、深沢治郎、深沢正行、深沢正志、深沢孝雄、深沢信男、深沢義富、深沢基、松野弘暉、深沢重成、深沢正男、中村澄雄、深沢栄信、深沢義諭、深沢実、深沢照勝、深沢要、荒居一之助、深沢政雄、深沢一、荒居義富、深沢ちえ、深沢武智、高崎茂、深沢勉、深沢忠義、深沢一正、深沢宗吉、深沢正和、湯村武基、荒居莫、荒居貞良、深沢陽 |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一二二（次の図に示す部分に限る。） | 深沢鉄五郎、深沢榮義 |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一二六（次の図に示す部分に限る。） | 深沢鉄五郎 |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一九四（次の図に示す部分に限る。） | 深沢照勝 |
| 南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一九七 | 深沢正和 |
| 南巨摩郡早川町湯島字白沢八三の七（次の図に示す部分に限る。） | 荒居冨藏、深澤清晴、湯本義勝、根岸義行、髙崎賢益、高崎金作、深澤亀松、松野孝作、清水宗左ヱ門、深澤勝平、深澤勘造、深澤歌之進、深澤清貞、荒居源右ヱ門、深澤久榮、深澤新造、湯村基義、深澤勝万、深澤虎昌、荒居義静、深澤義朝、深澤金重 |
| 南巨摩郡早川町湯島字南河井子二七七の甲乙の一の内一六、字北河井子二七七乙の二の内一 | 湯本義勝 |
| 南巨摩郡早川町湯島字北河井子二七七乙の二の内二 | 深沢義諭 |
| 南巨摩郡早川町湯島字北河井子二七七乙の二の内二四 | 湯村富右ェ門 |
| 南巨摩郡早川町湯島字北河井子二七七乙の二の内二五 | 中村澄雄 |

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四　保安林の指定施業要件変更の告示　平成二十九年六月三十日農林水産省告示第千六十六号

## ◉　特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十九年度後

期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後藤　斎

| 対象となる特定計量器 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 区域 | 実施機関 |
|---|---|---|---|---|---|
| 非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり | 平成二十九年九月十二日 | 午前十時半から午後三時まで | 富士吉田市民会館 | 富士吉田市 | 一般社団法人山梨県計量協会 |
| | 平成二十九年九月十三日 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月十四日 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月十五日 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月十九日 | 午前十時から正午まで | 八幡公民館 | 山梨市（旧三富村及び旧牧丘町を除く。） | 同 |
| | 同 | 午後一時半から午後三時まで | フルーツ山梨農業協同組合山梨支所 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月二十一日 | 午前十時から午後三時まで | フルーツ山梨農業協同組合加納岩支所 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月二十二日 | 同 | フルーツ山梨農業協同組合日下部支所 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月二十五日 | 午前十時から正午まで | フルーツ山梨農業協同組合日川支所統合共選所 | 同 | 同 |
| | 同 | 午後一時半から午後三時まで | フルーツ山梨農業協同組合後屋敷支所 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月二十六日 | 午前十時から午後三時まで | 夢わーく山梨 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年九月二十七日 | 同 | 甲州市民文化会館（甲州中央公民館） | 甲州市（旧勝沼町及び旧大和村を除く。） | 同 |
| | 平成二十九年九月二十九日 | 午前十時から正午まで | 松里公民館 | 同 | 同 |
| | 平成二十九年十月二日 | 同 | 塩山北中学校 | 同 | 同 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十九年十月三日 | 午前十時から午後三時まで | 甲州市民文化会館（甲州中央公民館） | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月四日 | 午前十時から正午まで | 同 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月五日 | 午前十時半から午後三時まで | 都留市まちづくり交流センター | 都留市 | 同 |
| 平成二十九年十月六日 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月十一日 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月十二日 | 午前十時半から正午まで | 大月市西部農村環境改善センター | 大月市 | 同 |
| 同 | 午後一時半から午後三時まで | 真木公民館 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月十三日 | 午前十時半から正午まで | 大月市役所猿橋出張所 | 同 | 同 |
| 同 | 午後一時半から午後三時まで | 大月市役所富浜出張所 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月十六日 | 午前十時半から正午まで | 大月市役所七保出張所 | 同 | 同 |
| 同 | 午後一時半から午後三時まで | 大月商店街協同組合 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月十七日 | 午前十時半から午後三時まで | 同 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月二十三日 | 午前十時から正午まで | 梨北農業協同組合韮崎西支店 | 韮崎市 | 同 |
| 同 | 午後一時半から午後三時まで | 梨北農業協同組合韮崎甘利支店 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月二十四日 | 午前十時から午後三時まで | 梨北農業協同組合韮崎東支店 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月二十六日 | 同 | 韮崎市役所 | 同 | 同 |
| 平成二十九年十月二十七日から平成三十年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県 | 午前九時から午後四時まで | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第 | 今期検査を実施する区域全般 | 同 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 条例第六号）に定める県の休日を除く。） | | 三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。） | | |
| | 平成二十九年十月二十七日から平成三十一年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日 | 同 | 個別に県が指定する場所（平成二十九年十月二十六日までに検査を受けなかった場合に限る。） | 同 | 同 |
| 皮革面積計 | 平成二十九年十月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。） | 午前九時から午後四時まで | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。） | 甲府市を除く県下全域 | 山梨県計量検定所 |

備考　検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

◉　開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月七日

山梨県知事　後　藤　　斎

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称　南都留郡富士河口湖町小立字土芦戸二千六百二十一の一、二千六百二十一の二、二千六百二十一の三、二千六百二十一の四、二千六百二十一の五、二千六百二十一の六、二千六百二十一の七、二千六百二十一の八、二千六百二十一の九、二千六百二十一の十、二千六百二十一の十一及び二千六百二十一の十二並びに船津字下土足戸四百八十五の一、四百八十五の三、四百八十五の四、四百八十五の五、四百八十五の六及び四百八十五の七の区域

二　公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|---|---|
| 道路　ゴミステーション<br>公園 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名　南都留郡富士河口湖町河口二千八百一の五　有限会社オールドホームズ　代表取締役　古屋茂



発行者　山　梨　県　甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番